

## 岐阜市介護相談員派遣事業実施要綱

	平成12年 6月14日決裁
改正	平成14年 3月28日決裁
改正	平成15年 4月14日決裁
改正	平成25年 3月 4日決裁
改正	平成27年 9月29日決裁
改正	令和 2年 9月 1日決裁
改正	令和 3年 3月30日決裁
改正	令和 5年 3月24日決裁
改正	令和 6年 3月28日決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、介護サービス（居宅サービス、居宅介護支援及び施設サービスをいう。以下同じ。）を利用している者（以下「介護サービス利用者」という。）のために相談等に応じる者（以下「介護相談員」という。）を設け、その行う活動等に関して必要な事項を定め、もって介護サービスの質の向上を図ることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例による。

### (事業の実施)

第3条 この要綱に基づく介護相談員派遣事業（以下「事業」という。）は、公共性が高く、介護サービスについて精通し、適切な事業運営が確保できると市長が認めた法人（以下「受託法人」という。）に委託して行うものとする。

### (介護相談員の受入先)

第4条 市長は、市内に事業所を有する介護サービス事業者（受託法人を除く。）に対して介護相談員の受入れを希望するものを募るものとする。

2 市長は、前項の規定による募集に応じた介護サービス事業者を受託法人に通知するものとする。

### (介護相談員の登録等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち登録を希望するものであって、岐阜市介護相談員公募実施要綱（平成12年8月25日決裁）第6条に規定する介護相談員選考委員会において選考された者（以下「登録希望者」という。）を介護相談員として登録するものとする。

(1) 事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有する者

- (2) 介護相談員であった者
  - (3) 受託法人の職員のうち、事業活動の実施にふさわしい知識と経験を有する者
- 2 登録希望者は、岐阜市介護相談員登録届（様式第1号。以下「登録届」という。）を市長に提出するものとする。
  - 3 市長は、登録届の提出があったときは、介護相談員登録者名簿（様式第2号）に登録する。ただし、登録希望者が第1項第1号の規定に該当する場合で、一定水準以上の研修を受けていないときは、本市の指示する研修を受講した場合に限り登録するものとする。
  - 4 市長は、介護相談員として登録した者に対して岐阜市介護相談員証（様式第3号。以下「相談員証」という。）を交付するものとする。
  - 5 市長は、介護相談員として登録した者がその活動を行うことができないと認めるときは、その登録を取り消すものとする。
  - 6 介護相談員の登録の有効期間は、登録のあった日から3年間とする。
  - 7 前項の規定にかかわらず、市長は、受託法人と協議した上で、必要と認めるときは、登録の有効期間を3年以内の期間で延長することができるものとする。
  - 8 介護相談員は、第2項の登録届に記載した事項に変更があった場合は、岐阜市介護相談員登録事項変更届（様式第4号。以下「変更届」という。）を市長に速やかに提出するものとする。
  - 9 介護相談員は、その職を辞任しようとするときは、岐阜市介護相談員辞任届（様式第5号。以下「辞任届」という。）を辞任の日の1月前までに市長に提出するものとする。
  - 10 次に掲げる者は、速やかに相談員証を市長に返還するものとする。
    - (1) 登録の有効期間が終了した者
    - (2) 第5項の規定により登録を取り消された者
    - (3) 介護相談員の職を辞した者
  - 11 受託法人は、第1項第1号又は第2号の規定に該当する介護相談員がその活動中に受けた損害を補てんするため、当該介護相談員を損害保険に加入させるものとする。

（介護相談員の研修）

第6条 受託法人は、必要に応じ、本市の指示するところにより、介護相談員に対して研修を行うものとする。

2 受託法人は、介護相談員が研修を受けるために要する経費については、受託法人の職員の例により実費を弁償するものとする。

（受入先との調整）

第7条 受託法人は、介護相談員を受け入れる事業所その他の介護サービス提供現場、介護相談員の訪問方法等について、第4条第2項の規定により通知された介護サービス事業者（以下「受入事業者」という。）と調整するものとする。

(介護相談員の活動内容等)

第8条 介護相談員は、前条の規定による調整の結果に基づき、定期又は随時に介護サービス提供現場の訪問をし、おおむね次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 介護サービス利用者のお話を聞き、相談に応じること。
- (2) 介護サービス提供現場が施設である場合、そこで行われる行事等に参加すること。
- (3) 介護サービス提供現場の管理者又は担当者と意見交換をすること。
- (4) 介護サービスに関して気付いた点又は提案がある場合には、介護サービス提供現場の責任者（以下「責任者」という。）又はその責任者を通して受入事業者にもその旨を伝えること。
- (5) 受入事業者と介護サービス利用者との橋渡し役となって、その利用者からの介護サービス等に係る心配事、疑問又は不満に対応し、介護サービス改善の途を探ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、介護相談員として必要な活動

2 介護相談員は、相談員証を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 介護相談員は、介護サービス提供現場を訪問したときは、当日の活動状況を責任者に報告しなければならない。

4 受入事業者は、前項の規定により報告された事項について真摯に対応し、その結果を次の訪問時までには介護相談員に伝えるものとする。

5 第1項の場合において、受託法人は、第5条第1項第1号又は第2号の規定に該当する介護相談員に対して謝金及び交通費を支給する。

6 前項の謝金の額は、受託法人が本市と協議して定めるものとする。

(訪問状況の報告等)

第9条 介護相談員は、活動状況を受託法人に報告しなければならない。

2 受託法人は、前項の規定により報告を受けた内容のうち、行政による指導、助言等が必要と認める事案については、速やかに市長に報告するものとする。

3 受託法人は、第1項の規定により報告された内容を速やかに市長に報告しなければならない。

4 受託法人は、第6条第2項、前条第5項及び次条第3項の規定により支出した経費について、業務完了の日から起算して30日を経過した日又は事業完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(連絡会議等)

第10条 受託法人は、適宜、介護相談員の連絡会議を開催するものとする。

2 受託法人は、適宜、受入事業者の責任者の会議及び介護相談員と責任者との会議を開催するものとする。

3 前2項の場合において、介護相談員及び受入事業者の責任者が交通費を負担した

ときは、受託法人は、その実費を負担するものとする。

(活動状況の活用)

第11条 市長は、第9条第2項及び第3項の規定により報告された内容を本市の介護サービス全体の向上につながるよう活用に努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第12条 介護相談員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。介護相談員がその職を退いた後も、また、同様とする。

(苦情処理)

第13条 受託法人は、介護相談員の活動に関して苦情等が寄せられたときは、事実関係等を把握するとともに、必要に応じ、適切に対応するものとする。

2 前項の場合において、受託法人は、何らかの対応をしたときは、その経過を市長に報告しなければならない。

(登録等における特例)

第14条 第5条第2項に規定する登録届、同条第8項に規定する変更届及び同条第9項に規定する辞任届の提出については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に相談員として登録されている者については、改正後の岐阜市介護相談員派遣事業実施要綱第5条第4項の規定にかかわらず、1回に限り介護相談員の登録の有効期限を1年とする登録の更新ができるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の岐阜市介護相談員派遣事業実施要綱第5条第7項の規定によってした登録の有効期間の延長（この要綱の施行の際有効期間内にあるものに限る。）については、改正後の岐阜市介護相談員派遣事業実施要綱第5条第7項の規定によってした登録の有効期間の延長とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

届出者 住所

氏名

岐 阜 市 介 護 相 談 員 登 録 届

このことについて、岐阜市介護相談員派遣事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり岐阜市介護相談員への登録を届け出ます。

- 1 氏名（ふりがな）
- 2 生年月日
- 3 住所（郵便番号）
- 4 電話番号



様式第3号（第5条関係）

表

岐 阜 市 介 護 相 談 員 証	
氏名	写真
上記の者は、岐阜市介護相談員であることを証明する。	
年 月 日	岐阜市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

裏

注 意 事 項
1 この証明書は、身分を証するものであるから常に携帯すること。
2 この証明書を他人に貸与したり、又は譲渡しないこと。
3 紛失したときは速やかに届け出ること。
4 退職したときは必ず返納すること。
5 その他、この証明書の取り扱いに関しては、岐阜市の定めるところによります。

証明証は、縦 6.4 c m 横 9.4 c m とする。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

届出者 住所

氏名

岐阜市介護相談員登録事項変更届

岐阜市介護サービス相談員登録事項に変更がありましたので、岐阜市介護相談員派遣事業実施要綱第5条第8項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

1 変更事項

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更年月日

3 変更の理由

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

届出者 住所

氏名

岐阜市介護相談員辞任届

岐阜市介護相談員を辞任したいので、岐阜市介護相談員派遣事業実施要綱第5条第9項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

- 1 氏名（ふりがな）
- 2 生年月日
- 3 住所（郵便番号）
- 4 電話番号
- 5 辞任する理由